

第 21 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 3 月 27 日（水）午後 2 時 00 分から午後 3 時 40 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（20 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	2 番	菅野	能稔
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 欠席委員（4 名）

	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	10 番	深松	俊英
	13 番	森	勤子

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 一般社団法人北海道農業会議第 86 回総会について

第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第 3 号 平成 31 年度農業委員会予算について

議案

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第7号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第8号 第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 岩岡 夢貴 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
| | 農地振興係主査 | 菅原美栄子 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第21回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に18番吉田委員、19番中村委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
----	---

次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、8番橋本委員、9番高橋委員、10番深松委員、13番森委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
-----	--

議長	次に、報告第1号「一般社団法人北海道農業会議第86回総会について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
----	---

事務局	報告第1号「一般社団法人北海道農業会議第86回総会について」報告いたします。総会は、今日19日に札幌市において開催され、谷内会長と私が出席いたしました。総会に先立ち、永年勤続者表彰として農業委員・農地利用最適化推進委員1名、事務局職員6名、及び全国農業新聞普及推進活動に対して2団体の表彰がありました。総会では、議案第1号「平成30年度一般社団法人北海道農業会議収支補正予算の決定について」から議案第6号「2019年度一般社団法人北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先・借入先金融機関の決定について」までの議案審議がなされ、提案されました6議案すべてが承認・可決されております。なお、2019年度北海道農業会議事業計画案についてですが、事業推進に係る基本方針と重点課題として、「農業委員会業務・農地行政等の適切な実施に向けた取り組みへの支援」から「組織対策の推進」まで、合わせて8項目を重点課題としております。事業計画案は報告第1号資料として別紙でお配りしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。以上で、報告とさせていただきます。
-----	---

議長	報告第1号について説明を申し上げます。質疑ございませんか。
----	-------------------------------

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

農地所有適格法人報告書について、XXXXXXXXXX ほか21法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「平成31年度農業委員会予算について」を議題といたします。事務局から報告第3号の説明をいたします。

事務局

報告第3号「平成31年度農業委員会予算について」平成31年度農業委員会予算について、下記のとおり決定したので報告いたします。内容の説明をさせていただきます。平成31年度の予算につきましては、先般の3月定例町議会におきまして、幕別町の各会計予算が議決しております。平成31年度の農業委員会予算の歳出は、16,554,000円で、前年と比較いたしまして、139,000円の増額となっております。次に、農業委員会の歳入予算となります。歳入の内訳ですが、国・道からの負担金、補助金、委託金として、総額11,188,000円その他の収入として、農業者年金業務委託手数料などとして、1,844,000円、幕別町の一般財源として、3,522,000円で歳入の合計16,554,000円となっております。その横をご覧ください。

歳出予算の内容を、節の区分として記載してございます。1節報酬は11,106,000円で、農業委員24名分の報酬です、9節旅費は2,023,000円で、農業委員24名分の総会、現地調査に係る費用弁償が主な内容となっております。また、その他、各節には、農業委員会の運営と事務に係る経費をそれぞれ計上しております。なお、増額の主な要因としては、各部会の管内研修や女性農業委員研修の参加費用を計上したものであります。

以上で報告とさせていただきます。

議長

報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第3号については報告のとおり承認されました。

議長 次に、議案第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。議案第1号1番から10番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の10件につきましてはそれぞれ農地法第18条の規定に基づき合意解約が為されておりますので、賃貸借及び使用貸借の解約が成立しているものと考えております。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号1番から10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番から4番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番から4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番から 4 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 2 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番 20 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 2 号 7 番、8 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番、8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書5ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号11番、12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号11番、12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書6ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番、12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号13番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番から20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書7ページから10ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号13番から20番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号21番から24番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号21番から24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書11ページから12ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は、これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番から24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号21番から24番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号25番から28番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号25番から28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書12ページから13ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 25 番から 28 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 25 番から 28 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 2 号 29 番、30 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 29 番、30 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書 15 ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番 23 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 29 番、30 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 29 番、30 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 2 号 31 番、32 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号31番、32番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書16ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号31番、32番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号31番、32番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号33番、34番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(4番 渡邊委員退席)

議案第2号33番、34番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号33番、34番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書17ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号33番、34番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号33番、34番は原案のとおり可決されました。

(4番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第2号35番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号35番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配布してございます別添調査書18ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は昨年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号35番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号35番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますと

おり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番、3番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添・調査書2ページから3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号4番、5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番、5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページから5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。4番の案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えですので、周辺農地への影響は無いと考えております。また、5番の案件は今月19日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番、5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号6番から10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番から10番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページから10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。6番の案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えですので、周辺農地への影響はないと考えております。また、7番から10番の案件は今月19日に高橋委員、齊藤正孝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番から10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号6番から10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号11番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号11番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今日19日に菅野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願います。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号12番、13番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号12番、13番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、農地法3条調査書12ページから13ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、今日19日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願います。

議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号12番、13番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号12番、13番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
5番	<p>5番説明いたします。この案件は、今日18日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番から3番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号1番から3番について議案書をもとに朗読】</p>

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番

15 番説明いたします。本来、1 番の案件は森委員。2 番、3 番の案件は橋本委員が本来の地区担当農業委員ですが、総会に欠席されるという事でしたので、現地調査に参加した私から説明させていただきます。1 番の案件は高橋委員、森委員、事務局と、2 番、3 番の案件は高橋委員、橋本委員、事務局と、それぞれ今月 19 日に現地調査を行い、農地・採草放牧地以外である事を確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番から 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 6 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。議案第 6 号について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 6 号について議案書をもとに朗読】

議案第 6 号「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」次のとおり決定したいので審議を求めます。別添 議案第 6 号の別紙をご覧ください。

農業委員会は、農業委員会法第 37 条の（情報の公表）に基づき、事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが定められており、活動状況を定められた様式にまとめた後、農業委員会等に関する法律施行規則第 15 条に基づいて、6 月 30 日までに公表することとされております。本日議案に別紙として掲載しております計画等につきましては、午前中に開催いたしました三役会議でご協議頂き、総会に提案させて頂くものでございます。

次に内容の説明をさせていただきます。

平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の 1 ページ目をご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」は、昨年度の幕別町の状況を掲載しております。こちらは、2015 年農業センサスなどの統計に基づく記載と、平成 30 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制について記載となります。2 ページ目をご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の項目です。「1 現状及び課題」の項目の、これまでの集積面積 21,270ha は、H30.3 末の町内の認定農業者等に集積された農地の面積で、これは、管内の農地面積 22,500ha のうち 94.53%ということになりました。「2 平成 30 年度の目標及び実績」になりますが、この結果は、昨年度立てた集積目標面積 21,375ha に対し実績は 21,302ha

となり、目標に対する達成状況は 99,66%となりました。この結果に対する評価でございますが、農地の集積のための農業委員会の活動といたしましては、皆様に実施していただいております、利用調整会議ですとか、個別相談・現地確認等決め細やかな活動が、農地の集積に貢献することができたと評価いたしました。

3ページをご覧ください。

「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の項目です。こちらでは、新規参入者に関する事項を評価しておりますが、平成 29 年度は 0 件でありましたが、今年度は 2 件の実績がございました。この春、農業振興公社のフロンティアコースを終了予定の新規就農希望の方が 1 名いらっしゃいます。農地に関する手続きですとか、営農上のご相談とか今後、地区の農業委員さんへのご協力をいただく場面がでてくるかと思っておりますので、その際は、お力添えをよろしく申し上げます。

次のページをご覧ください。

「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」です。昨年度の農地パトロールの結果、遊休農地はございませんでした。この実績に対する成果として、遊休化する前に地区の委員さんには、日頃から近隣の農家さんにお声かけいただいたり、農地の受け手と調整いただいたりと地道な活動をいただいております。そのあたりの活動を評価として記載いたしました。

次のページをご覧ください。

「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。昨年度、違反転用となるような事例はございませんでした。今後も、広報誌やホームページによる啓蒙活動を継続して実施していく必要があると評価しております。

6ページ目をご覧ください。

「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。「農地法第 3 条に基づく許可事務」では、処理件数が 113 件（昨年 86 件）、「農地転用に関する事務」は、処理件数 19 件（昨年 21 件）、「3 農地所有適格法人からの報告への対応」では、管内の 71 法人中、58 法人より報告書の提出がありました。四つ目の「4 情報の提供等」につきましては、賃借料情報 568 件（昨年 415 件）、農地の権利移動等の状況を 269 件（昨年 248 件）について情報提供を行っております。また、これらの事務の実施状況は HP や農業委員会だよりで公表を行っております。

8ページ目をご覧ください。「Ⅶ地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容」でございますが、本日、審議をいただいた後に、HP 上で意見募集を行い、意見が寄せられましたら、協議を行った上で、8 ページ上段の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容に記載の上、6 月 30 日までに HP 上で公表を行う予定でおります。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第7号「平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号について議案書をもとに朗読】

議案第7号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」次のとおり決定したいので審議を求めます。別添 議案第7号の別紙をご覧ください。「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましても6月30日までに公表することとなっております。

1ページ目をご覧ください。この議案第7号につきましても、本日、午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議頂き総会に提案させて頂いております。

次に内容のご説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。こちらは、各種統計にて示されております情報を整理したもので、ほぼ先程の点検・評価と重複しております。

2ページをご覧ください。

2ページには「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」と「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてそれぞれ活動計画を記載しております。

3ページをご覧ください。

3ページの「Ⅳ遊休農地に関する措置」といたしましては、昨年同様の活動計画を定めておまして、今年度は農地利用状況調査を9月から8月に変更して行う活動計画といたしました。

中段以降の「Ⅴ違反転用への適正な対応」につきましては、違反転用を未然に防止するためには、まずは転用制度について知っていただくことがまず第一歩となります。委員の皆さんにおかれましては、農事組合の会合等の機会あるごとに、制度の啓蒙活動をお願いし、併せて広報誌やHPによる継続的な情報発信を実施することといたしました。本「活動計画」も点検・評価と同様に、本日、審議をいただいた後に点検・計画と併せて、HP上で意見募集を行い、意見が寄せられましたら、協議の上で内容を修正し、6月30日までにHP上で公表を行いたいと考えております。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第8号「第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。議案第8号について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第8号について議案書をもとに朗読】

議案第8号「第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」次のとおり見直したいので審議を求めます。幕別町農業委員会活動方針・活動計画は、これまで毎年度、ご審議いただき決定してまいりましたが、昨年3月の総会におきまして、任期中の農業委員会活動方針・活動計画を作成することとして、第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画をご決定いただきました。ただし内容等につきましては、毎年3月の総会で見直すこととなっておりますので、ご審議いただくものでございます。なお本案は、本日午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議いただき総会に提案させていただいております。はじめに、別添の横長の議案第8号資料2の対照表をご覧ください。

左側が現行の活動方針・活動計画、右側が見直し案で、下線の入っている部分が見直しをいたしました部分でございます。活動方針の中段、農業情勢に関する部分と、農業委員会制度の改正などの部分について変更・削除をしております。活動方針前段の本町の農業は基幹産業であるという部分と、後段の農業委員会としての役割等の記載については変更しておりません。

活動計画では、1箇所、農業委員会だよりの発行時期について、農年協だよりが7月発行で、間がないことから、9月から10月に変更いたしました。それ以外の変更はございません。

見直し後の活動方針・活動計画、及び主催別の平成31年度の年間スケジュールにつきましては、議案第8号別紙のとおりとなっております。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定のほどお願い申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長 議案は以上であります。
これもちまして、第21回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 ご起立願います。ご苦労様でした。